6　法附則第五十七条第八項に規定する政令で定めるものは、小型特殊自動車であつて法第四百四十七条第一項の規定により用途を廃止し又は解体した旨の申告書又は報告書が提出されたものとする。

7　法附則第五十七条第八項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）

二　前号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三　第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

8　法附則第五十七条第九項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　対象区域内小型特殊自動車（法附則第五十七条第九項に規定する対象区域内小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）

二　前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三　第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内小型特殊自動車に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

附則第三十四条に次の一項を加える。

10　法附則第五十七条第十三項に規定する場合には、同項に規定する対象区域内軽自動車等の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）は、総務省令で定める書類を当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条　この政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）附則第三十一条第一項第三号及び第二項第三号の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された地方税法附則第五十一条第一項に規定する代替家屋及び同条第二項に規定する代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

（平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置）

第三条　平成二十三年四月二十一日における東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第九十六号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第五十一条第三項に規定する警戒区域設定指示区域（以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。）であつて同年三月十二日において同法附則第五十五条の二第一項第二号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であった区域は、新令附則第三十一条第三項から第五項まで、第三十二条第三項から第五項まで、第三十二条の二、第三十三条第二十項から第二十六項まで、第二十八項及び第二十九項並びに第三十四条第四項、第五項及び第七項から第十項までの規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であったものとみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十一条第三項	法附則第五十一条第三項に規定する政令で定める者	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第三項に規定する政令で定める者
	法附則第五十一条第三項に規定する対象区域内家屋	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第三項に規定する対象区域内家屋
	同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
	法附則第五十一条第三項に規定する代替家屋	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第三項に規定する代替家屋
附則第三十一条第四項	法附則第五十一条第四項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第四項
	同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十一条第五項	前各項	第一項若しくは第二項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百五十八号。以下「改正令」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用される第三項若しくは前項
	から第四項まで	若しくは第二項又は地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第三項若しくは第四項
附則第三十二条第三項	法附則第五十二条第二項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項
	同項各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十二条第四項	法附則第五十二条第三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第三項
	同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日